

平成30年原子力損害賠償法改正の概要と背景

令和元年7月8日

北郷 太郎

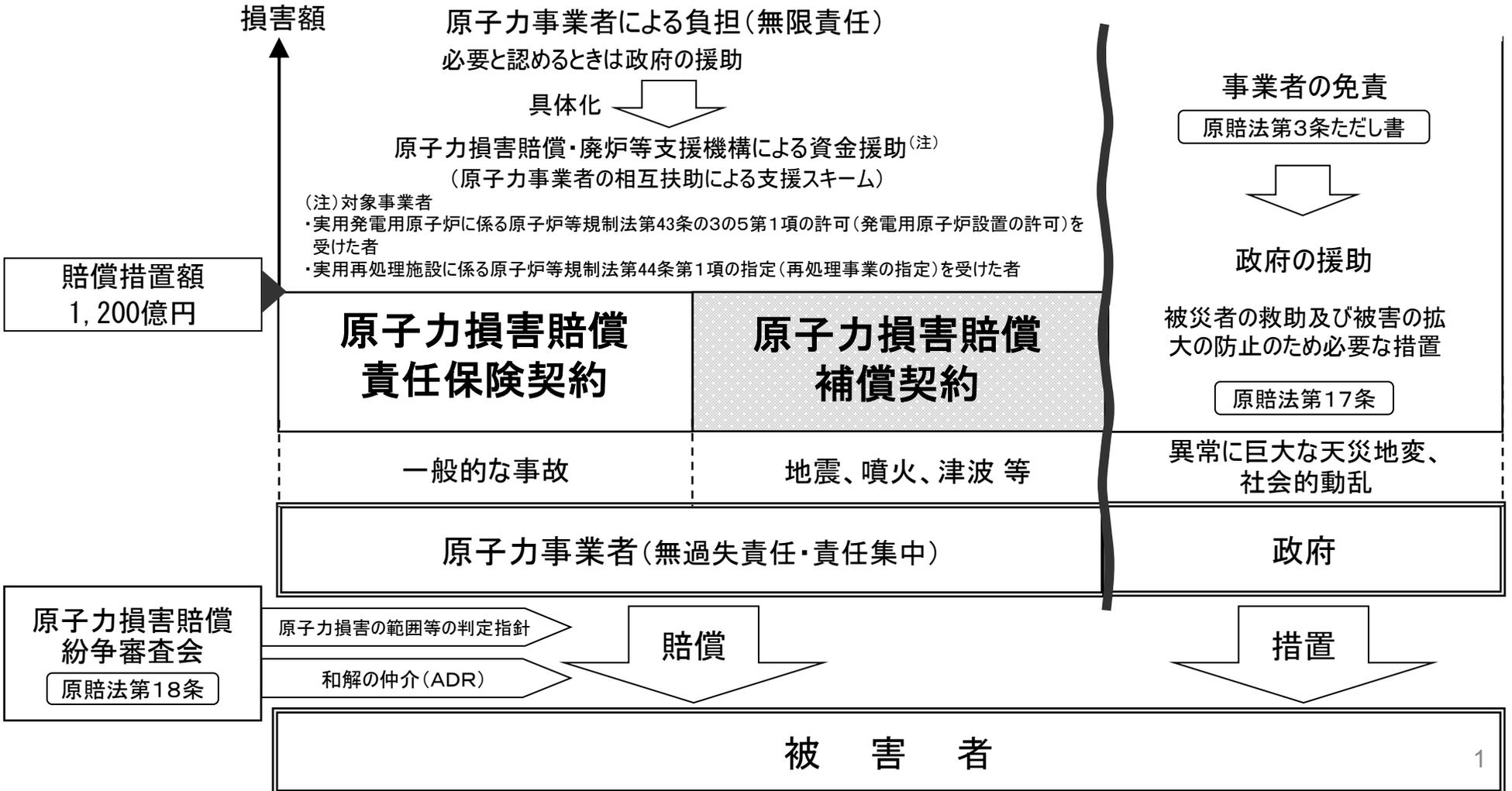
内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(原子力・国際担当)
(前文部科学省研究開発局原子力課原子力研究開発調査官兼同局原賠法改正準備室次長)
経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)原子力法委員会(NLC)副議長
国際原子力機関(IAEA)国際原子力損害賠償専門家グループ(INLEX)委員

※説明内容は説明者の経験等に基づく私見であり、説明者の現在又はかつての所属組織の見解を示すものではないことにご留意願います。

原子力損害賠償制度の概要

【原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)】

- 法目的: 損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資すること
- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。(無過失責任、責任集中、無限責任)
- 原子力事業者には、損害賠償措置(民間責任保険契約及び政府補償契約の締結等)を義務付け。



原子力損害賠償制度の歴史

- (1) 1961年: 6月8日に「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が成立。翌年3月15日より、関係法令が施行とともに施行。
- (2) その後、一部時限規定の延長のため、これまで概ね10年毎に制度を見直し、賠償措置額の引き上げ等の改正。
- (3) 1999年: 東海村JCO臨界事故に際して初めての賠償。
- (4) 2011年: 東京電力福島原発事故による被害の賠償。
- (5) 2011年: 「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(CSC)の国内実施のための改正を行い、2012年4月の同条約の発効と同時に施行。

(過去の法改正の主な内容)

- 1971年: 賠償措置額50億円→60億円、原子力船に対応した制度整備、輸送に関して原則を発送者責任へ変更、汚染物の輸送を対象に追加
- 1979年: 賠償措置額60億円→100億円、原子力施設の従業員の損害を対象に追加
- 1989年: 賠償措置額100億円→300億円
- 1999年: 賠償措置額300億円→600億円
- 2009年: 賠償措置額600億円→1200億円、原子力損害賠償紛争審査会の事務に指針策定を追加、政府補償契約の査定事務の損保会社への委任規定の追加
- 2014年: CSC国内実施のための調整(故意者に対する求償権を自然人に限定、責任保険及び政府補償契約の解約制限等)

今般の原子力損害賠償制度の見直しの経緯

- ・原賠制度の見直しに関しては、平成23年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の成立時に、同法の附則(国会修正)や附帯決議において、原賠法の見直しの検討が求められた。

<附則で定められた検討事項>

- ※原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方
- ※原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備

<附帯決議で採択された検討事項>

- ※事業者の責任の在り方、賠償措置額等国の責任の在り方、仮払いの法定化

- ・「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定):「原子力損害賠償制度の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める。」
- ・平成26年6月12日、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」(議長:内閣官房副長官、構成員:内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省の各副大臣)を設置。
- ・平成27年1月22日の第4回副大臣等会議において、内閣府原子力委員会に検討を要請。
- ・平成27年5月13日、原子力委員会のもとに「原子力損害賠償制度専門部会」を設置し、20回の会合を開催。
- ・「エネルギー基本計画」(平成30年7月閣議決定):「原賠制度の見直しについては、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る賠償の実情や電力システム改革等を踏まえ、適切な賠償を迅速に実施することを前提に、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、引き続き、総合的に検討を進め、必要な措置を講ずる。」
- ・平成30年10月30日、原子力損害賠償制度専門部会は、第21回会合において最終報告書を取りまとめ。
- ・平成30年11月2日、内閣は原賠法改正案を平成30年第197回臨時国会に提出し、法案は同年12月5日に成立。

原子力損害賠償制度専門部会

○内閣府原子力委員会 原子力損害賠償制度専門部会(平成27年5月13日設置)では、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について、専門的かつ総合的な観点から検討を実施。

○原子力損害賠償制度に関して、以下の事項について審議。

- (1)原子力損害賠償に係る制度の在り方、(2)被害者救済手続きの在り方、
- (3)その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項

<構成員>

平成30年7月31日現在

部会長代理	伊藤 聡子	フリーキャスター
	遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
	大塚 直	早稲田大学法学部教授
	大橋 弘	東京大学公共政策大学院・大学院経済学研究科教授
	加藤 泰彦	日本経済団体連合会資源・エネルギー対策委員長
	鎌田 薫	早稲田大学総長
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
	住田 裕子	エビス法律事務所 弁護士
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
部会長	角川 信一	日本原子力保険プール専務理事
	西川 一誠	福井県知事
	濱田 純一	東京大学名誉教授
	又吉 由香	みずほ証券株式会社上級研究員
	森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授
	山口 彰	東京大学大学院工学系研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	四元 弘子	森・濱田松本法律事務所 弁護士

<オブザーバー>

大内 博	日本商工会議所産業政策第二部主席調査役
大森 聡	電気事業連合会理事・事務局長
上妻 英一郎	原子力損害賠償紛争解決センター次長・弁護士
馬場 利彦	全国農業協同組合中央会参事
檜垣 浩輔	全国漁業協同組合連合会参事
渡辺 毅	みずほ銀行専務執行役員

(五十音順)

原子力損害賠償制度専門部会報告書の概要

「原子力損害賠償制度の見直しについて」 原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会（平成30年10月30日）

1. 総論

原賠制度の見直しに当たっての基本的考え方

- 東電福島原発事故の経験等を踏まえ、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害については、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要

2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担

国の役割

- 原子力事業者が万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償を最後まで行うよう、国は、引き続き責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用していくことが重要。このことが、立地地域をはじめ国民全体の原子力に対する信頼や理解に資する

原子力事業者の無過失責任、責任集中

- 被害者保護等の観点から、現行の規定を維持することが妥当

原子力事業者の責任の範囲（無限／有限責任）

- 原子力事業者の予見可能性の確保の観点等から、原子力事業者を有限責任とすべきとの指摘があるが、責任限度額の水準の決定、国民理解等の観点からは、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、無限責任を維持することが妥当

利害関係者（株主、金融機関等）の責任の在り方等

- 一定規模以上の国民負担を求めることとなる場合に、発災事業者の利害関係者に対し、事故の状況に応じて適切に協力、責任を求めることは必要だが、事業者が負う責任を全うすることを前提とした場合に、利害関係者の負担方法等には様々な考え方があり得る

原子力事業者の免責

- 被害者の保護という法目的に照らし、免責事由を不可抗力よりも更に狭い非常に稀な場合に限定している立法趣旨等を踏まえ、免責規定を維持することが妥当

損害賠償請求権に係る消滅時効*

- 事故の様態等は様々である中、あらかじめ、損害賠償請求権に係る消滅時効の特則を設けることはせず、民法の規定を適用することが妥当

3. 原子力損害賠償制度における国の措置

賠償資力確保のための枠組み

- 原賠・廃炉機構による資金援助等の仕組みを活用するなど、国が最後まで責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用し、被害者保護に万全を期すことが重要
- 今後の損害賠償措置の在り方については、i) 迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、ii) 一般税によって求める国民負担の最小化、iii) 原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、現行の原賠法の目的や官民の適切な役割分担等に照らして、引き続き慎重な検討が必要

被害者救済手続（紛争解決手続、原賠ADRセンター等）

- 原子力損害賠償が有する特殊性、東電福島原発事故の経験等を踏まえると、適切な賠償が進められるよう被害者救済手続の実効性を確保する必要
- 迅速に賠償手続が開始されるよう、国は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針の速やかな策定が必要。また、迅速な被害者救済を図るため、和解の仲介を行う原賠ADRセンターの速やかな設置が重要
- 和解仲介手続に係る時効中断について、必要な法改正を行うことが妥当

原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備

- 国は、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、損害賠償への対応に係る方針を作成し、公表することを義務付けるよう必要な法改正を行うことが妥当

国による仮払い、立替払い

- 仮払資金の原子力事業者への貸付に係る制度など、本賠償開始前の被害者の賠償の早期実施への需要に対応するため、発災事業者の迅速な仮払いの実施を促すための枠組みの整備について、必要な法改正を行うことが妥当

関係行政機関間の情報共有、相談・情報提供

- 被害者の負担軽減等を図るため、関係省庁、関係団体等の連携が不可欠。また、原賠法に基づく各種の措置が適切に講じられるよう、関係省庁に対し資料提供等を求めることができるよう必要な法改正を行うことが妥当

* 東京電力福島原子力発電所の事故に係る損害賠償請求権の時効については、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」による民法の読替えが「損害及び加害者を知った時から十年」「損害が生じた時から二十年」となっている。

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第90号）概要

専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるもの。

（１）損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け

原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、損害賠償の実施のための方針の作成及び公表を義務付け

※方針の内容

- ・損害賠償措置の概要
- ・原子力損害の賠償に係る事務の実施方法（関係機関との連絡調整、賠償請求等の手続に関する対応方針等）
- ・紛争の解決を図るための方策（原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介への対応方針等）

（２）仮払資金の貸付制度の創設

和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設 ※独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は対象外

※あわせて、国は当該貸付けに関する業務を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることができる旨の規定を整備

（３）和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例

原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続について、時効の懸念によってその利用が躊躇されることがないように、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中断に係る特例を措置

（４）適用期限の延長

政府の原子力損害賠償補償契約の新規締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限を10年間延長（令和11年12月31日までとする）

【施行期日】令和2年1月1日 ※（３）については公布の日（平成30年12月12日）から施行済

※1200億円の賠償措置額については、国内外の保険市場の中長期的な見通しの更なる検討、電力システム改革の進展の見極め、新しい安全規制への対応等による事故発生リスク低減の評価等が必要であるため、本改正では変更せず、文部科学省を中心に改正後も検討を継続。

附帯決議（平成30年12月4日 参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、今後の損害賠償措置額引上げの在り方については、東京電力福島第一原子力発電所及び同福島第二原子力発電所において発生した事故における甚大な被害を踏まえ、被害者への迅速かつ公正な賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、予見可能性の確保といった観点から、必要に応じて、慎重な検討を行うこと。
- 二、原子力損害賠償紛争審査会は、被害者の意見を幅広く聴取した上で、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を策定するとともに、策定された指針については適時適切に見直すこと。
- 三、政府は、原子力損害賠償紛争審査会の下に置かれた原子力損害賠償紛争解決センターが、迅速に和解を進めることに重要な役割を果たすことを踏まえ、被害者への公正かつ適切な賠償に資するため、同センターによる和解仲介手続の実効性を確保することを検討し、必要な措置を講じること。
- 四、原子力損害賠償に当たり、原子力事故を起こした原子力事業者の株主、金融機関等の利害関係者の負担を含め必要な検討を加えること。

主な改正事項① 損害賠償実施方針の作成及び公表の義務化

【改正前の原賠法における制度】

- ・原子力事業者における損害賠償の実施の備えについて、特段の規定なし。
- ・損害賠償の実施に備えた事前の準備については、各原子力事業者の自主的な判断に委ねられている。

【今回の改正】

万が一の原子力事故が発生の際、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、全ての原子力事業者に対し、あらかじめ、原子力損害賠償の実施のための方針を作成し、公表することを義務付ける。

(1) 損害賠償実施方針の作成義務 【第17条の2第1項】

○方針に記載すべき内容は以下のとおり。

【第17条の2第2項】

- ・損害賠償措置の概要
 - ・原子力損害の賠償に係る事務の実施方法
(例) 関係機関との連絡調整
賠償請求等の手続に関する対応方針 等
 - ・紛争の解決を図るための方策
(例) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介への対応方針 等
- ※内容の詳細については、省令で規定
【第17条の2第4項】

(2) 損害賠償実施方針の公表義務 【第17条の2第3項】

○公表義務を課すことにより、各事業者における損害賠償の実施に向けた自主的な検討を促すとともに、公表に伴う事業者間の方針の共有を通じて、内容の適切性を確保する。

(3) 義務履行確保のための措置 【第27条】

○原子力事業者における(1)(2)の義務の履行を確保するため、損害賠償実施方針の公表をせず、又は虚偽の公表をした場合には、20万円以下の過料を科す。

※現在原子炉の運転等を既に実施している事業者については、施行後3月以内は作成・公表の義務を適用しない経過措置を置く。【附則第2条】

【参考】【東電福島原発事故における対応】

- ・東電は短期間に多数の請求に対応するため、賠償請求の手続や賠償請求受付窓口の整備等を至急実施。
(例)
 - ・事故後7ヶ月間に約200回の説明会を開催。
 - ・この間、約180箇所の相談窓口を設置し、約18,000件の相談に対応。

(参考) 東電福島原発事故に関する賠償の状況

<東京電力への賠償請求・支払い等実績>

(2018年9月末現在)

	個人	個人(自主的 避難等に係る損害)	法人・ 個人事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数(延べ件数)	約1,080,000件	約1,308,000件	約486,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数(延べ件数)	約965,000件	約1,295,000件	約419,000件
本賠償の金額*	約3兆0,848億円	約3,537億円	約4兆9741億円

* 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない。

約2,900,000件規模

※ 現在手続中のものや既に却下・取下げられたものを含む

約2,700,000件規模

※ 実際に本賠償がなされた(支払われた)もの
現在手続中のものや既に却下・取下げられたものを
含まない(約200,000件)

<原子力損害賠償紛争解決センターへの申立・和解仲介の状況>

(2018年9月末現在)

申立総件数	既済案件	(内訳)				手続継続中
		全部和解 成立	取下げ	打切り	却下	
24,103件	22,772件	18,479件	2,425件	1,867件	1件	1,331件

* 速報値

約24,000件規模

※ 申立人数は約110,000人強となる

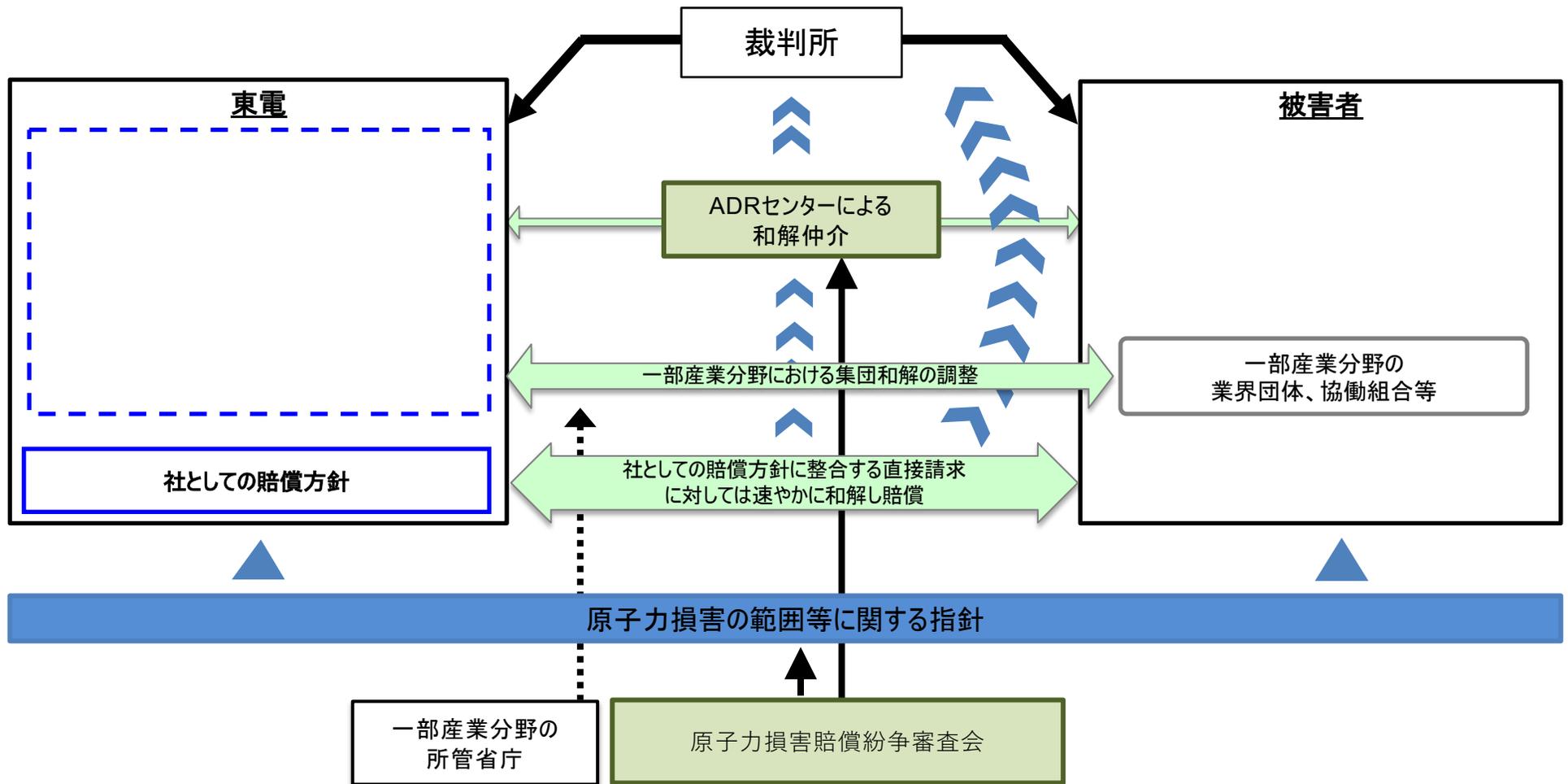
<東京電力に対する原子力損害賠償請求訴訟等の状況>

(2019年3月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
480件	170件	310件

約480件規模

(参考) 東電福島原発事故に関する賠償の全体スキーム



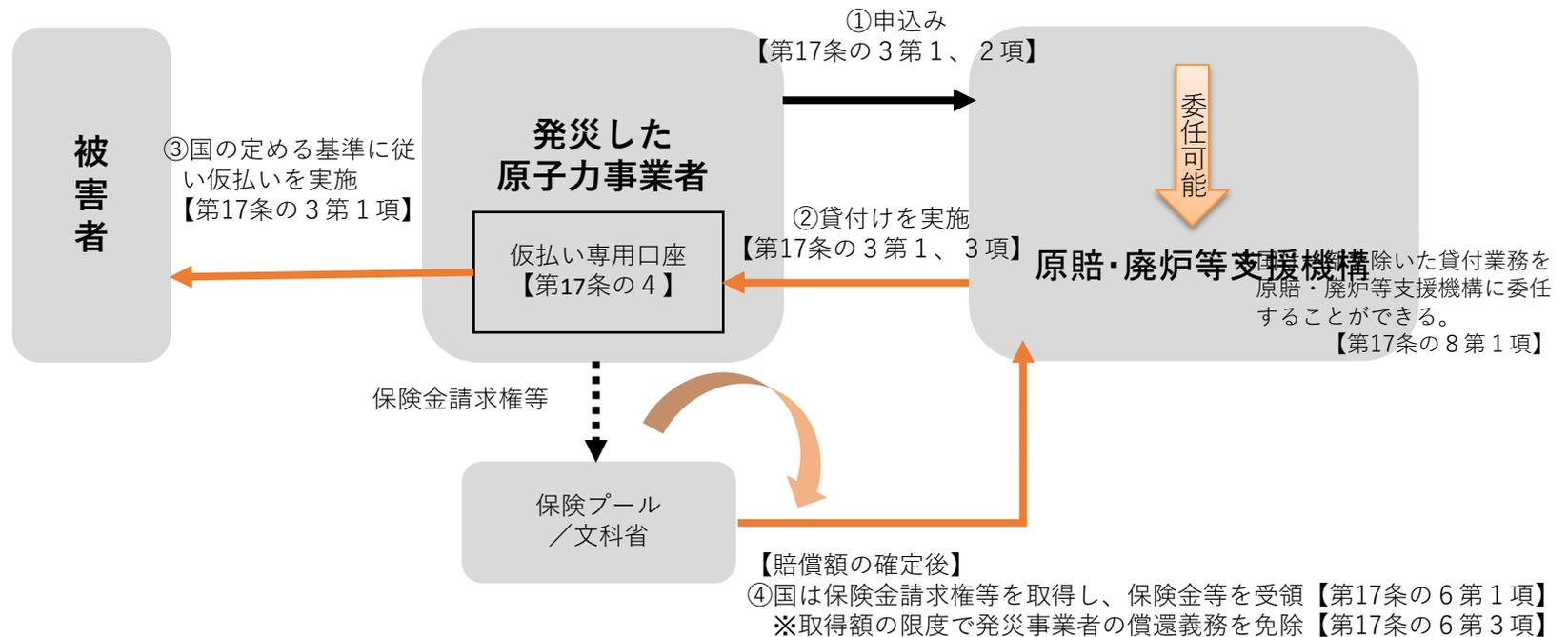
主な改正事項② 仮払資金の貸付制度の創設

【改正前の原賠法における制度】

- ・ 仮払いに関して、特段の規定なし。
- ・ 発災時に、原子力事業者が仮払いを行う場合には、自ら必要な資金を調達する必要がある。

【今回の改正】

- ・ 和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設。
- ・ 個々の仮払いを事業者が一元的に行うことによって、より迅速な被害者救済を行うことができる仕組みとして、国は事業者に対して仮払い資金の確保を支援。



(参考) 原子力損害賠償における仮払事例：東電福島原発事故(1)

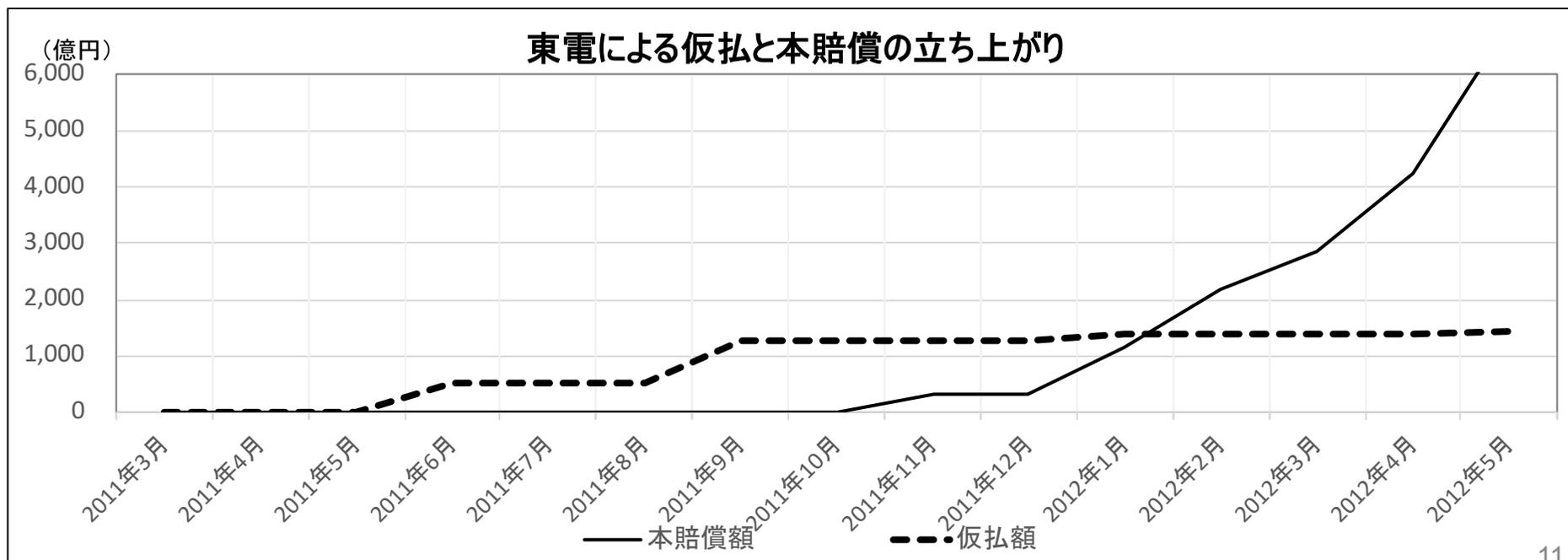
○東電による仮払

・支払基準

- (1) 避難区域及び屋内退避区域の個人：1世帯100万円(単身世帯75万円)
追加額(10万～30万円/人)
- (2) 避難区域に事業所を有する中小企業、公益法人等：粗利相当額の2分の1(上限250万円)
- (3) 出荷制限指示等があった区域の農林業者：対象品目の営業損害相当額
- (4) 出荷制限指示などがあった区域の漁業者：対象品目の営業損害の2分の1相当額

・支払額

総額約1,529億円 ((1):約987億円、(2):約170億円、(3)+(4):約371億円)

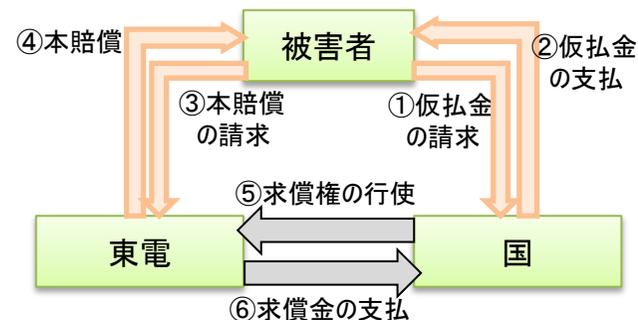


(参考) 原子力損害賠償における仮払事例：東電福島原発事故（2）

○国による仮払

- ・事故後、平成23年9月に成立した議員立法（「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（平成23年法律第91号））に基づき実施。
- ・国が被害者より仮払金の請求を受け付け、簡易な方法（請求額の2分の1）によって計算した額の仮払を実施し、国は東電に支払額の求償を求める枠組み。（右図）

【図】



※国は、原賠・廃炉等支援機構及び東電に事務の一部を委託

仮払結果

- ・対象：福島県、茨城県、栃木県又は群馬県において観光業を行う中小企業が被った観光客の数の減少に伴う損害
- ・支払実績：50件、17億円

課題

- ・和解等による賠償額の確定前の段階における、第三者による弁済を行うものであり、過払のリスクの管理が困難。
- ・事実上の2重窓口化。

○JCO事故に際しての仮払(1999年)

- ・原則、請求額の2分の1を基準として実施。
- ・合計2,722件、総額約53.6億円を支払い。
(※賠償総額は151.8億円)
- ・3件の過払額返還請求訴訟
(※賠償関連訴訟10件中)

主な改正事項③ 和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例

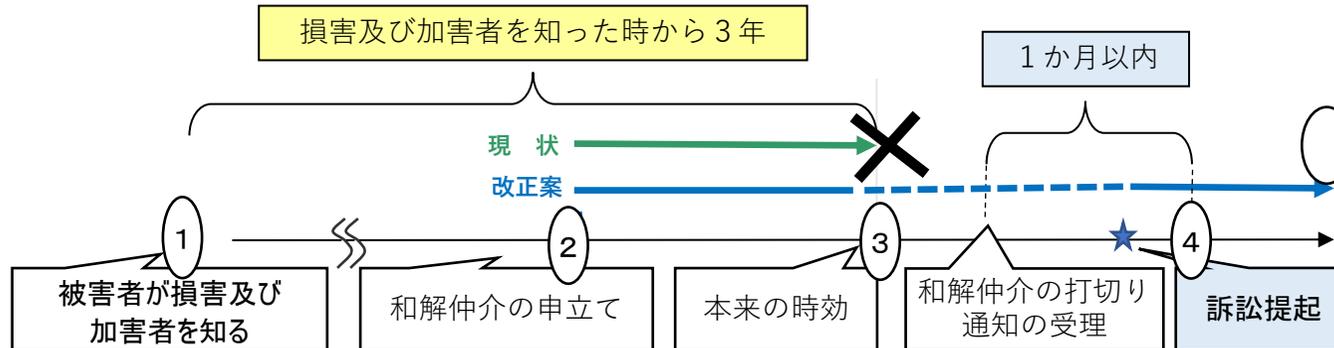
【改正前の原賠法における制度】

- ・時効に関して、特段の規定はないため、一般法である民法の規定が適用される。
[民法の時効に関する規定]
- ・不法行為に基づく損害賠償請求権は、以下のときに消滅。
 - 被害者等が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
 - 不法行為の時から20年間を経過したとき

【今回の改正】

- ・時効中断に係る特例法の内容を東電福島原発事故だけではなく、一般的な原子力損害にも適用されるようにする。（時効中断特例法と同内容）【第18条の2】

〔一般的な原子力損害の和解仲介手続の流れ〕



- ・本改正案により、和解仲介を申し立てた当事者が、和解仲介の打切りの通知を受けた日から1か月以内（④より前の時点）で被害者が訴訟を提起すれば、和解仲介の申立ての時（②の時点）で訴えを提起したとみなされることとなり、被害者は③より後の時点でも、消滅時効の適用を受けず、原子力事業者に対して損害賠償の訴えを提起することが可能となる。

※一般法として消滅時効の延長は、以下の理由により行わない。

- ・原子力事故の態様及び被害の状況は様々であり、全ての事故について、一般に消滅時効を適用させるコンセンサスが得られていなかったため。

【参考（東電福島原発事故における対応）】

- ・時効中断について、特例法を制定。
 - 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解仲介の打切りの通知を受けた日から1月以内に、和解仲介を申し立てた当事者が裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したとみなす。
- ・消滅時効の延長（3年→10年）等について、議員立法により特例法を制定。

(参考) 原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害賠償紛争審査会の概要

原子力損害の賠償に関して、紛争が生じた場合における、和解の仲介及びその解決に資する一般的な指針を策定するために、原賠法第18条に基づき文部科学省に設置された、国家行政組織法第8条委員会。

福島原発事故に関しては、原子力災害の損害項目や範囲等を規定した指針を順次策定。

直近では平成30年7月24日、25日に審査会委員による現地視察を実施、平成31年1月25日に第49回審査会を開催。

【原子力損害賠償紛争審査会 構成員】

会長	
鎌田 薫	早稲田大学 前総長
会長代理	
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授
明石 真言	量子科学技術研究開発機構 上席研究フェロー
内田 貴	早稲田大学 特命教授／東京大学 名誉教授
織 朱實	上智大学 地球環境学研究所 教授
樫見 由美子	金沢大学 名誉教授
須藤 典明	弁護士／日本大学大学院 法務研究科 教授
富田 善範	弁護士
中島 肇	桐蔭横浜大学 法科大学院 教授／弁護士
中田 裕康	早稲田大学大学院 法務研究科 教授

福島原発事故における指針の策定状況

平成23年8月5日

中間指針策定(原子力損害の範囲の全体像)

損害項目として、検査費用(人、物)、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失又は減少等について、網羅的に規定。

平成23年12月6日

中間指針第一次追補策定(自主的避難等に係る損害)

避難対象区域外の自主的避難者及び滞在者の損害(福島県内23市町村)について規定。

平成24年3月16日

中間指針第二次追補策定(避難区域等の見直し等に係る損害)

- ・警戒区域見直し後の損害(精神的損害、財物賠償等)
- ・旧緊急時避難準備区域等の賠償の終期
- ・除染等に係る損害(自主除染、検査費用等) などについて規定。

平成25年1月30日

中間指針第三次追補策定(農林漁業・食品産業の風評被害)

食品新基準値設定に伴う出荷制限指示等により発生した風評被害に係る損害(東北地方を中心に品目と地域を追加)について規定。

平成25年12月26日

中間指針第四次追補策定(避難指示の長期化等に係る損害)

- ・精神的損害(故郷喪失に帯する精神的損害の一括賠償)
- ・住居確保に係る損害(移住や大規模修繕等のため、事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用の賠償)
- ・避難指示解除後の精神的損害等の対象となる「相当期間」として、1年間を当面の目安とすること などを規定

平成28年1月28日 住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定
「38,000円/㎡」→「41,000円/㎡」

平成29年1月31日 住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定
「41,000円/㎡」→「43,000円/㎡」

平成31年1月25日 住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定
「43,000円/㎡」→「45,000円/㎡」

(参考) 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

【概要】

平成23年3月の福島原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する原子力損害の賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関。

【実績】(平成30年12月末現在)

(1) 申立件数: 24, 336件

(申立人数: 107, 747人)

(2) 既済件数: 23, 217件

- ① 全部和解成立: 18, 779件 (81%)
- ② 取下げ: 2, 513件
- ③ 打ち切り: 1, 925件
- ④ その他: 2件 ※却下及び和解の仲介をしない

※平成30年に和解成立により終了した事案について、審理開始から平均10.9か月で和解成立

(3) 現在進行中の件数: 1, 119件

(1) - (2)

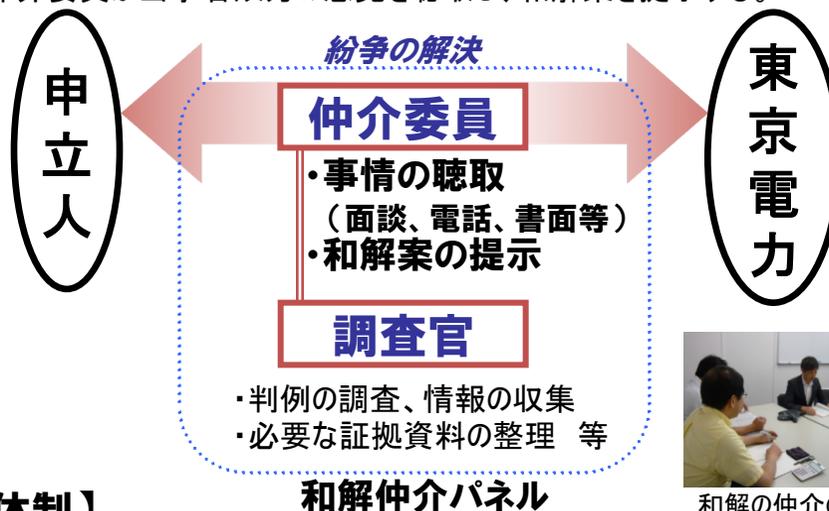
・平成30年の申立件数: 1121件 (93件/月)

・平成30年の既済件数: 1818件 (152件/月)

・電話対応件数: のべ37, 843件

【和解の仲介】

仲介委員が当事者双方の意見を聴取し、和解案を提示する。



＜ADRセンター所在地＞

- ・第1東京事務所(港区西新橋)
- ・第2東京事務所(港区西新橋)
- ・福島事務所(郡山市)
 - 県北支所(福島市)
 - 会津支所(会津若松市)
 - いわき支所(いわき市)
 - 相双支所(南相馬市)



和解の仲介の様子

センター(東京事務所)外観

【体制】

ADRセンターは、原子力損害賠償紛争審査会に設置された「総括委員会」、和解の仲介業務を行う「仲介委員」、庶務を担う事務局により構成されている。(総数: 582名)

○総括委員会

全体総括: 和解の仲介手続に関する規則の制定・改廃、「総括基準」の策定 等

委員長: 富田 善範(弁護士)

委員: 橋本 副孝(弁護士)、高田 裕成(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

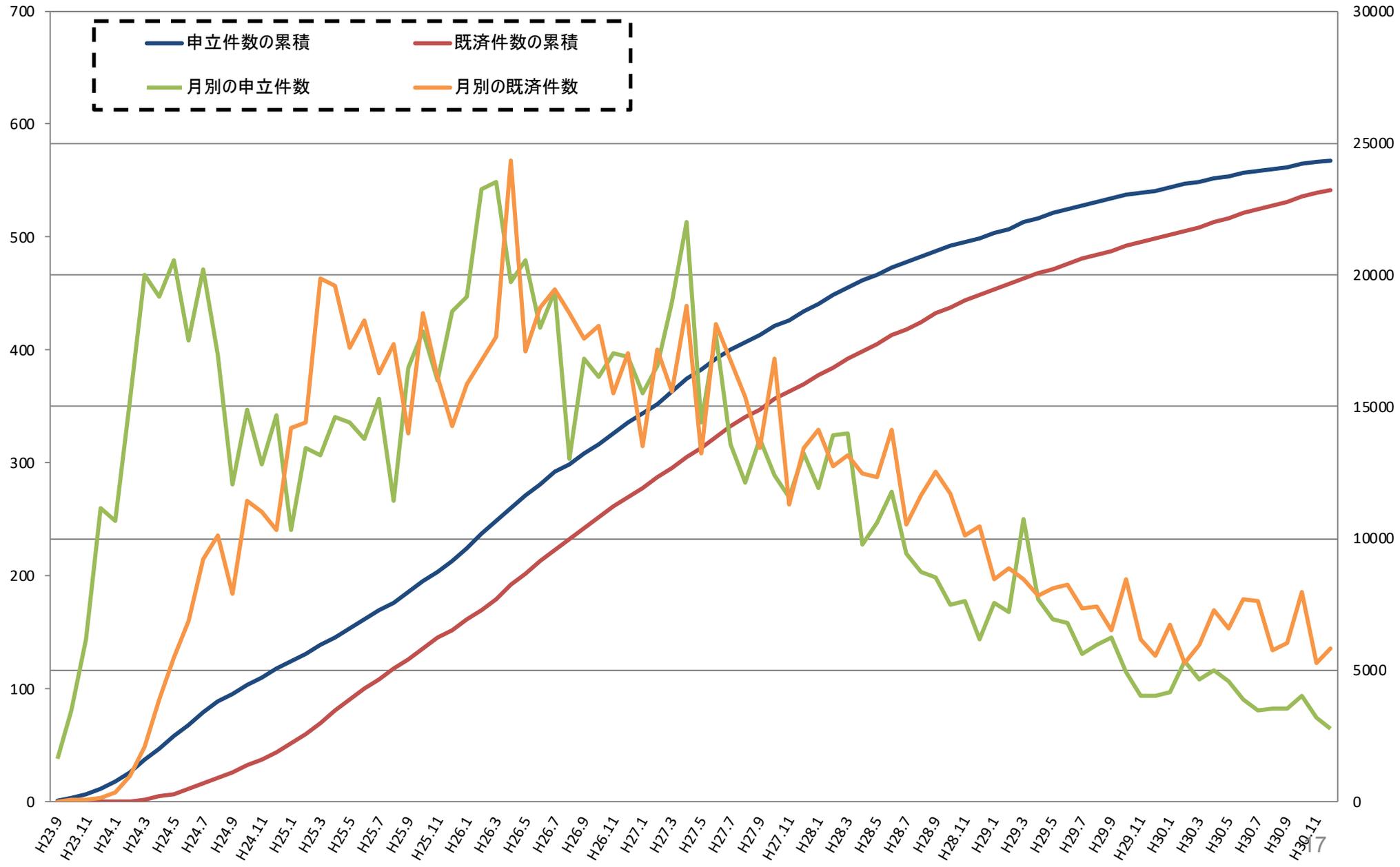
○総括委員会顧問 4名

○仲介委員 277名(弁護士)

○事務局: 原子力損害賠償紛争和解仲介室

室長: 佐々木 宗啓(前東京地方裁判所裁判官)、調査官161名(弁護士)ほか、計298名
(平成30年12月末現在)

(参考) ADRセンターにおける和解仲介の実績



引き続き検討すべき課題（１）

今後の賠償措置の在り方の検討

(1) 専門部会報告書本文

「なお、今後の損害賠償措置の在り方については、i)迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、ii)国民負担の最小化、iii)原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、現行の原賠法の目的や官民の適切な役割分担等に照らして、引き続き慎重な検討が必要である。」

(3. 原子力損害賠償制度における国の措置 (1) 賠償資力確保のための枠組み)

(2) 専門部会報告書別添:「今後の損害賠償措置の在り方の検討について」

今後の損害賠償措置の在り方については、

- ① 民間責任保険については、国内外の保険市場の動向を勘案すれば、当面、現行の引受限度額を引き上げる状況にはないと考えられるが、国内外の保険市場の中長期的な見通しを更に検討する必要があること
- ② 電力システム改革の進展(事業者間の競争関係の激化や総括原価方式の見直し等)による原子力事業者の事業環境の変化を見極める必要があること
- ③ 東電福島原発事故後に導入された新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組等によって安全性が向上し、原子力発電所等での事故発生リスクの低減が見込まれており、その評価を見極める必要があること

などから、現時点においては、損害賠償措置額の見直しを行わず、今後、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点に十分に留意しつつ、文部科学省を中心に、引き続き検討を行うこととする。

引き続き検討すべき課題（２）

法的整理において対応困難な事項等の整理

- 「・・・原子力事故を起こした原子力事業者の法的整理を行うことにより、・・・株主、金融機関等の利害関係者(ステークホルダー)に公平な負担を求めるべきであるとの指摘」
- 「原子力事業者は、無限責任を負い、迅速かつ適切な賠償の観点から賠償責任を十分に果たす必要があることに加え、事故収束、廃炉の着実な実施、電力の安定供給等の観点からの責任を果たす必要」
- 「法律上は、原子力事故を契機として会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できない」
- 「法的整理の手続に入った場合には、現在の枠組みが機能するかどうかという課題があり得る」
- 「原子力事故の態様及び被害の状況は様々であり、原子力事業者が置かれる状況をあらかじめ想定することは困難であることから、法的整理に関し、どのような事故であっても機能し得る具体的な措置について、あらかじめ法律に規定することは困難」
- 「法的整理が行われる事態があり得ることから、国は、見直し後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要」

(専門部会報告書 2.原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担 (5)原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等)

仲裁手続の導入の検討

○「仲裁手続については、和解仲介手続のみでは紛争解決を十分に図ることが難しいと考えられる場合には導入を検討し得るが、現時点では、仲裁手続の前提となる仲裁合意15をどのように確保するか、どのような手続で実施するか など、実効性を確保するために制度設計上解決すべき課題が多いと考えられる」

○「仲裁手続の導入については、他のADRにおける仲裁手続の実績等を考慮し、原子力損害賠償に係る特殊性、並びに被害者及び原子力事故を起こした原子力事業者からの紛争解決ニーズを踏まえた検討が必要であることから、長期的な課題として引き続き検討することが妥当である」

（専門部会報告書 3. 原子力損害賠償制度における国の措置 (2)被害者救済手続 ④和解の仲介等）

クラスアクション制度の検討

○「原子力損害賠償請求に係る訴訟に関して、例えば、アメリカのクラス・アクションに対応する仕組みの導入についての指摘があるが、我が国の司法制度全般の在り方とも密接に関係する事項であり、また、他の団体訴訟制度の施行状況等を踏まえ、将来的な検討課題とすることが妥当である」

（専門部会報告書 3. 原子力損害賠償制度における国の措置 (2) 被害者救済手続 ① 原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割）

了